第十一条第一項第三号ハ中「一般電気事業（」を「一般送配電事業（」に、「卸電気事業」を「送電事業」に、「一般電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「又は特定電気事業」を「、特定送配電事業」に、「の用」を「又は発電事業（当該事業の用に供する電気工作物と電気的に接続する電線路が一の都府県の区域内にとどまるものを除く。）の用」に改める。

（大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第六十八条　施行日前に旧一般電気事業者、旧卸電気事業者又は旧特定電気事業者がした使用の認可の申請につきその使用の認可に関する処分を行う機関については、前条の規定による改正後の大深度地下の公共的使用に関する特別措置法第十一条第一項及び第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（沖縄振興特別措置法の一部改正）

第六十九条　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第六十三条中「第二条第一項第九号」を「第二条第一項第十六号」に改める。

第六十四条第一項中「一般電気事業会社（電気事業法第二条第一項第二号に規定する一般電気事業者（以下単に「一般電気事業者」という。）であって会社であるものをいう。以下同じ」を「小売電気事業（電気事業法第二条第一項第二号に規定する小売電気事業をいう。以下この条において同じ。）、一般送配電事業（同項第八号に規定する一般送配電事業をいう。以下この条において同じ。）及び発電事業（同項第十四号に規定する発電事業をいう。以下この条において同じ。）のいずれも営む者たる会社（以下この条及び第百十九条において「兼業会社」という。）に改め、同条第五項中「一般電気事業会社」を「兼業会社及び分割等会社」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「一般電気事業会社」を「兼業会社及び第二項の貸付金を借り入れた分割等会社」に改め、「（平成十七年法律第八十六号）」を削り、同項を同条第六項とし、同条第三項中「一般電気事業会社は」を「兼業会社及び第二項の貸付金を借り入れた分割等会社（同項各号に掲げる会社をいう。以下この条及び第百十九条において同じ。）は」に改め、同項第一号中「一般電気事業会社」を「兼業会社又は分割等会社」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2　兼業会社の営む小売電気事業、一般送配電事業若しくは発電事業の譲渡しがあり、又は兼業会社について分割があったときは、沖縄振興開発金融公庫は、次の各号に掲げる会社のいずれかに該当するものに対し当分の間行う貸付けに係る貸付金については、それぞれ、その会社の財産につき他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

一　当該譲渡し又は分割により小売電気事業、一般送配電事業又は発電事業の全部又は一部を譲り受け、又は承継した会社（当該譲り受け、又は承継した小売電気事業、一般送配電事業又は発電事業を営むことを目的として設立されたものに限り、兼業会社であるものを除く。）

二　当該譲渡し又は分割をした会社であって、当該譲渡し又は分割の後も引き続き小売電気事業、一般送配電事業又は発電事業を営むもの（兼業会社であるものを除く。）

三　前二号に掲げる会社を子会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社をいう。）とする会社であって、小売電気事業、一般送配電事業及び発電事業のいずれも営まないもの

3　兼業会社の営む小売電気事業、一般送配電事業若しくは発電事業の譲渡しがあり、又は兼業会社について分割があったとき（その会社が当該譲渡し又は分割の後も兼業会社であるときを除く。）は、沖縄振興開発金融公庫は、当該譲渡し又は分割の前にその会社に対して行った貸付けに係る貸付金であって当該譲渡し又は分割の後もその会社が引き続き有する債務に係るものについては、その会社の財産につき他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

第六十五条第一項中「第二条第一項第十号」を「第二条第一項第十七号」に改める。

第百十九条中「一般電気事業会社」を「兼業会社又は分割等会社」に改め、同条第一号中「第六十四条第三項」を「第六十四条第五項」に改め、同条第二号中「第六十四条第四項」を「第六十四条第六項」に改め、同条第三号中「第六十四条第七項」に改める。

附則第二条第二項の表一の項中「第六十四条第一項」の下に「及び第二項」を加える。

（沖縄振興特別措置法の一部改正に伴う経過措置）

第七十条　施行日前に沖縄振興開発金融公庫が貸し付けた前条の規定による改正前の沖縄振興特別措置法第六十四条第一項に規定する貸付金については、これを前条の規定による改正後の沖縄振興特別措置法（以下この条において「新沖縄振興特別措置法」という。）第六十四条第一項に規定する貸付金とみなして、同条及び新沖縄振興特別措置法第百十九条の規定を適用する。

（旧電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法の一部改正）

第七十一条　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法附則第十二条の規定によりなおその効力を有することとされる旧電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（平成十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「電気事業者は」を「電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者、同項第九号に規定する一般送配電事業者及び同法第二十七条の十九第一項に規定する登録特定送配電事業者をいう。以下同じ。）は」に改める。

（所得税法等の一部を改正する法律の一部改正）

第七十二条　所得税法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二十一号）の一部を次のように改正する。

附則第三十四条第六項中「旧租税特別措置法第五十七条の三第一項に規定する法人」を「青色申告書を提出する法人で電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第十四号に規定する発電事業を営むもの」に、「同項第二号」を「旧租税特別措置法第五十七条の三第一項第二号」に、「同条第二十五号」を「附則第一条第二十五号」に改め、同条第八項第一号中「旧租税特別措置法第五十七条の三第一項」を「電気事業法第二条第一項第十四号」に、「一般電気事業又は卸電気事業」を「発電事業」に改める。

附則第四十八条第六項中「旧租税特別措置法第六十八条の五十三第一項に規定する連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人」を「連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、電気事業法第二条第一項第十四号に規定する発電事業を営むもの」に、「同項第二号」を「旧租税特別措置法第六十八条の五十三第一項第二号」に、「同条第二十五号」を「附則第一条第二十五号」に改め、同条第八項第一号中「旧租税特別措置法第六十八条の五十三第一項」を「電気事業法第二条第一項第十四号」に、「一般電気事業又は卸電気事業」を「発電事業」に改める。

（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律の一部改正）

第七十三条　エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律（平成二十一年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第二条第一項第二号」を「第二条第一項第三号」に、「一般電気事業者」を「小売電気事業者」に、「同項第六号」を「同項第九号」に、「特定電気事業者」を「一般送配電事業者」に、「同項第八号」を「同法第二十七条の十九第一項」に、「特定規模電気事業者」を「登録特定送配電事業者」に改める。

（福島復興再生特別措置法の一部改正）

第七十四条　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項第五号中「第九条第二項、第十六条の二第一項若しくは第二項又は」を「第二条の二若しくは第二十七条の十五の登録、同法第二条の六第一項若しくは第二十七条の十九第一項の変更登録又は同法第二条の六第四項、第九条第二項、第二十七条の十九第四項、第二十七条の二十七第三項若しくは」に改め、同条第二項第五号中「第九条第二項又は第十六条の二第一項若しくは第二項」を「第二条の六第四項、第九条第二項、第二十七条の十九第四項又は第二十七条の二十七第三項」に改め、同項第六号中「電気事業法」の下に「第二条の二若しくは第二十七条の十五の登録、同法第二条の六第一項若しくは第二十七条の十九第一項の変更登録又は同法」を加える。